

マンションの耐震改修工事への補助について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震改修工事費等補助事業」を実施しています。

本紙は、昭和56年5月31日以前に建築されたマンションの**耐震改修**に要する費用への補助事業に関するものです。マンションの耐震改修を予定されている方は、まずはご相談下さい。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて市との協議が必要です。

※工事を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください!

■補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす共同住宅。(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)

- ・3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・建築基準法及び関係法令の規定に適合しているもの
- ・店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のもの
- ・地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行うもの。
- ・耐震改修促進法の認定等を受けたもの。



■補助内容、補助金の額

補助金の対象となる耐震改修工事に要する経費は、「住宅の用に供する部分」に限ります。(店舗等の部分の経費は面積按分により除きます) 補助金額の算出方法は下記の通りです。

(A)「耐震改修工事に要する経費の3分の1」と「延べ面積に51,700円を乗じた額の3分の1」のどちらか低い額。ただし、1戸あたり400,000円を上限とする。

(段階的改修の場合)

(B)第1回目:「第1回目の耐震改修工事(ピロティ階を含む工事)に要する経費の3分の1」と「延べ面積に25,800円を乗じた額の3分の1」のどちらか低い額。ただし、1戸あたり200,000円を上限とする。

(C)第2回目:「第2回目の耐震改修工事に要する額の3分の1に相当する額」と「(A)の上限額から(B)を差し引いた額」のどちらか低い額。

※補助戸数に限りがありますので、耐震改修をご検討中の方は早めにご相談下さい。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

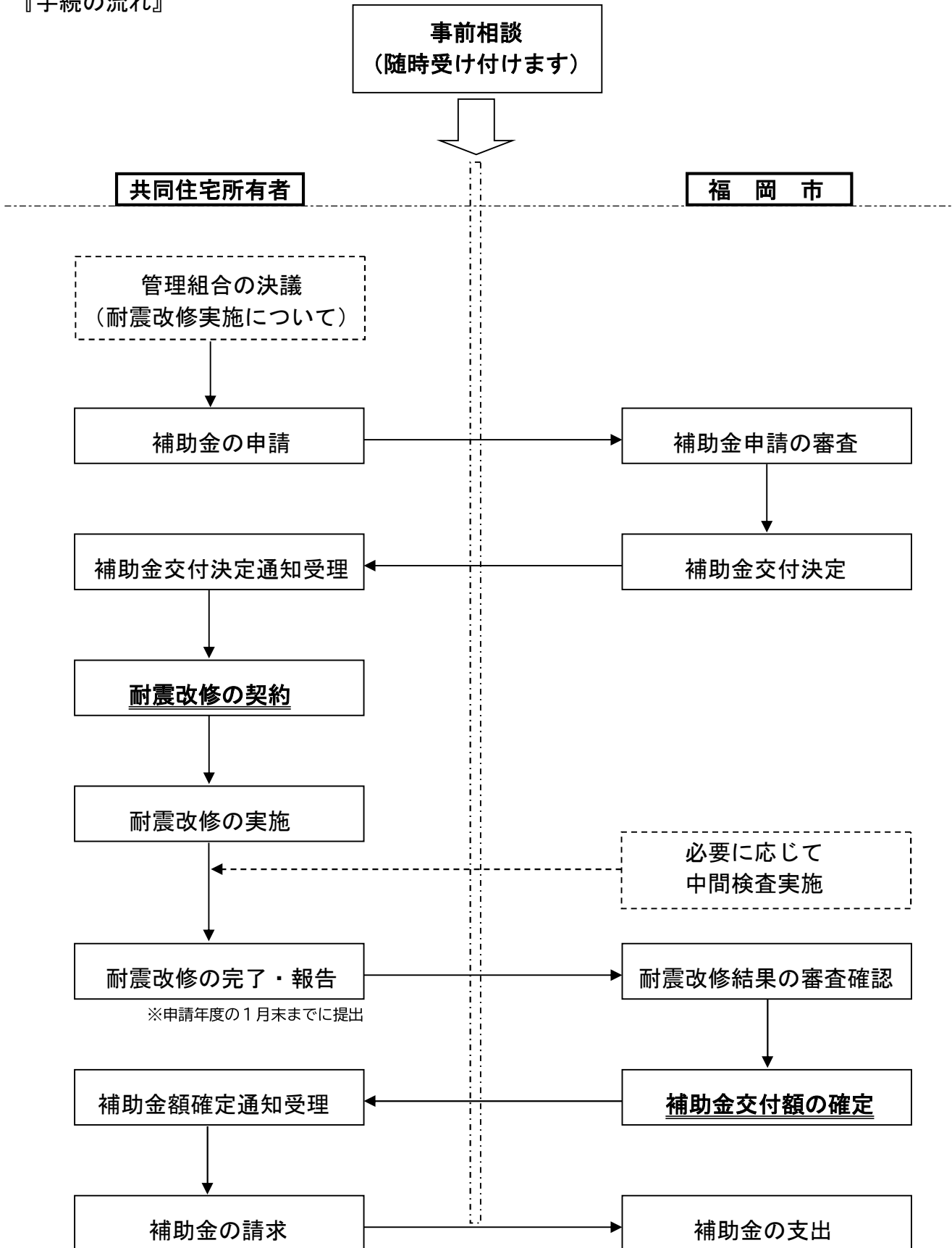
TEL:092-711-4580 / FAX:092-733-5584

ホームページ: https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/006.html

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引っ越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 住宅の耐震改修工事費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

『手続の流れ』



○代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。